

平成26年2月から適用する 公共工事設計労務単価について

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室

1. 平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について

公共工事設計労務単価は、農林水産省・国土交通省が発注する公共工事の予定価格の積算に用いるための単価であり、毎年10月、国・都道府県・政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者（約16万人）の賃金支払い実態を調査し、設定している。

平成25年度は、建設投資の拡大にあわせ、人手不足が深刻化し、技能労働者等の賃金水準の上昇傾向が継続するとともに、これらを原因とした入札不調が多発するようになっていた。このため今回は、入札不調を回避し、補正予算等の確実な施行を確保するため、例年新年度より改訂するスケジュールを前倒しし、2月より改訂・適用することとした。

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価については、前回と同様に、以下の対応を実施している。

① 技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価

格を適切に反映

② 社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映

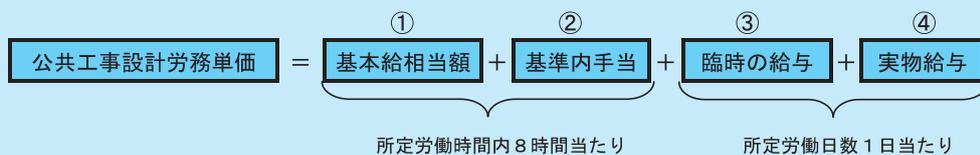
③ 被災地等の入札不調の増加状況に応じて機動的に単価を引き上げるよう措置（被災3県の一部職種について、単価を5%引上げ）

これらの措置により、平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価は、前回単価と比較し全国で+7.1%、東日本大震災の被災地（岩手県・宮城県・福島県）では+8.4%の上昇となった。

2. 平成26年度 公共事業労務費フォローアップ調査の実施について

今年度も引き続き、高水準の建設投資や技能労働者の不足が発生すると考えられ、労務単価の変動性が高い状態が継続する可能性があることから、労働市場における賃金変化の実態を捉える調査を行い、状況を注視しておく必要がある。

このため、平成26年度上半期に、公共事業労務費調査に準じた手法により、小規模な調査を実施する。関係者の皆様には、格段のご協力をお願いします。



図一 公共工事設計労務単価の構成

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価①

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。（例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。）
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

(単位：円)

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工
北海道	01 北海道	16,400	13,500	11,300	16,600	18,800	17,100	26,200	23,000	17,400	17,400
東北	02 青森県	19,300	14,300	10,700	16,600	19,600	18,000	—	19,300	16,100	19,000
	03 岩手県	(19,300)	(16,100)	(11,800)	17,300	(21,700)	(18,200)	—	21,200	16,900	(20,000)
	04 宮城県	(20,700)	(16,100)	(12,700)	18,300	(22,500)	(20,600)	—	22,000	17,300	(24,400)
	05 秋田県	18,300	14,400	11,600	17,100	19,400	17,500	—	20,200	16,400	19,300
	06 山形県	18,300	14,400	12,200	17,400	18,600	17,700	21,400	20,800	17,300	19,700
	07 福島県	(20,600)	(16,000)	(13,800)	17,900	20,600	19,400	22,000	21,200	17,700	20,200
	関東	08 茨城県	19,000	16,900	11,900	19,100	21,100	22,300	24,200	22,400	19,200
09 栃木県		18,900	16,600	12,000	18,900	22,300	20,900	24,400	22,400	18,900	21,800
10 群馬県		18,900	17,000	13,000	18,700	23,300	19,900	23,400	22,100	18,500	21,200
11 埼玉県		20,200	18,000	13,000	18,900	22,600	23,200	23,900	22,300	20,400	23,500
12 千葉県		21,000	17,300	12,900	19,700	22,500	24,000	24,300	22,600	21,500	24,400
13 東京都		21,600	18,900	13,500	19,700	23,600	23,800	24,300	23,000	22,600	24,000
14 神奈川県		21,900	18,900	13,200	19,200	22,500	23,800	24,100	22,700	21,700	22,700
19 山梨県		20,500	18,500	12,800	19,100	23,000	21,200	24,000	22,600	21,100	22,000
20 長野県		19,800	17,100	13,500	18,400	22,000	20,600	22,800	22,000	19,000	20,300
北陸		15 新潟県	17,600	14,900	12,900	16,900	19,500	17,600	19,900	20,700	17,100
	16 富山県	18,100	15,100	12,200	16,300	21,700	19,600	20,700	21,100	18,100	19,800
	17 石川県	18,900	15,600	12,100	17,200	21,600	19,800	20,300	21,100	18,200	19,500
中部	21 岐阜県	19,000	17,000	12,700	18,300	21,400	20,500	25,700	24,100	18,600	19,800
	22 静岡県	18,800	17,500	11,500	18,300	20,900	20,000	24,700	25,200	20,100	20,300
	23 愛知県	19,800	17,000	13,000	18,500	21,300	21,300	26,000	25,200	19,200	19,800
	24 三重県	18,900	15,700	12,300	18,700	21,800	21,800	26,000	23,100	19,100	20,000
近畿	18 福井県	18,500	15,300	11,500	18,100	20,300	19,100	24,100	21,600	17,900	18,500
	25 滋賀県	17,900	16,100	12,200	18,100	20,600	20,400	—	22,400	18,300	19,600
	26 京都府	18,300	16,100	12,000	18,800	20,800	20,100	—	22,400	18,700	19,100
	27 大阪府	19,200	15,800	11,900	18,700	21,600	21,500	—	22,200	19,800	19,900
	28 兵庫県	17,600	16,200	11,300	18,300	20,400	20,400	25,700	22,300	18,400	18,500
	29 奈良県	18,800	16,200	12,200	18,900	20,500	20,700	—	22,400	19,100	19,400
中国	30 和歌山県	19,000	16,700	11,900	18,500	20,700	20,700	—	22,400	18,700	19,400
	31 鳥取県	15,900	12,500	11,300	16,700	17,800	18,000	24,000	19,500	16,500	17,900
	32 島根県	16,100	13,600	10,900	16,300	17,600	17,900	—	19,200	16,400	17,200
	33 岡山県	17,000	14,700	11,600	16,900	18,700	18,600	24,100	19,500	17,500	18,300
	34 広島県	17,300	15,200	11,400	16,400	18,900	18,500	—	19,200	16,600	18,200
四国	35 山口県	16,100	14,300	11,000	16,500	18,300	18,400	—	19,200	16,900	17,600
	36 徳島県	16,800	15,300	11,800	16,300	22,200	18,100	21,600	24,900	17,700	17,200
	37 香川県	17,600	15,700	11,800	16,700	20,600	17,400	22,000	25,000	17,200	17,300
	38 愛媛県	16,500	14,100	11,400	16,500	20,400	17,300	21,800	24,900	17,200	16,500
	39 高知県	17,100	14,500	12,200	16,800	21,100	17,500	21,800	24,900	17,200	16,500
九州	40 福岡県	17,700	15,700	10,900	16,100	18,500	18,000	21,100	20,400	17,300	17,300
	41 佐賀県	15,400	13,300	10,500	16,000	18,100	16,700	21,400	20,500	17,000	16,900
	42 長崎県	15,600	13,400	10,700	15,900	17,800	16,500	21,400	20,300	16,100	16,300
	43 熊本県	16,500	14,000	11,700	16,300	18,900	17,300	21,400	20,200	16,000	17,300
	44 大分県	16,000	13,600	10,800	16,000	17,600	17,100	21,100	20,000	15,600	17,300
	45 宮崎県	17,900	13,300	11,000	15,900	17,800	17,300	21,400	20,000	15,200	16,400
	46 鹿児島県	19,700	14,500	11,800	15,900	20,400	17,600	21,400	20,000	15,600	17,200
沖縄	47 沖縄県	17,800	14,900	11,300	16,200	17,700	20,500	22,200	14,900	14,000	18,600

(注) 岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、労務費の上昇に伴う入札不調の多発が認められるため、需給状況を踏まえた設計労務単価（労務単価B）を採用している。

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価②

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。（例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。）
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

(単位：円)

地方連絡協議会名	都道府県名	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	潜かん工	潜かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員
北海道	01 北海道	17,900	17,400	19,100	16,300	13,700	26,000	30,700	20,200	24,000	20,000
東北	02 青森県	17,000	16,100	18,200	20,900	19,000	26,000	30,800	21,300	24,900	19,700
	03 岩手県	(18,000)	(17,600)	(19,200)	(21,400)	(18,100)	(27,400)	(32,400)	(22,400)	(27,300)	(20,800)
	04 宮城県	(20,400)	(20,700)	(20,700)	(22,800)	(20,400)	(27,300)	(32,300)	(22,400)	(28,900)	(20,700)
	05 秋田県	17,300	17,200	18,400	20,100	19,400	26,100	30,800	21,300	25,000	19,700
	06 山形県	18,000	19,200	19,300	18,900	17,200	26,000	30,800	21,300	26,900	19,700
	07 福島県	18,100	19,400	19,400	(19,200)	(17,300)	26,000	30,700	21,200	25,100	19,600
	関東	08 茨城県	20,500	21,800	24,600	20,600	17,000	25,900	30,700	23,500	24,900
09 栃木県		21,200	22,600	25,100	18,600	17,800	26,000	30,800	23,600	25,400	21,200
10 群馬県		20,700	19,700	23,500	18,900	16,000	26,000	30,800	23,600	26,600	21,200
11 埼玉県		21,900	23,200	24,700	21,700	18,800	25,900	30,600	23,500	24,800	21,100
12 千葉県		21,800	23,400	24,800	20,900	18,700	25,900	30,600	23,500	24,600	21,000
13 東京都		22,500	24,600	26,300	21,200	17,600	25,900	30,600	23,500	24,400	21,000
14 神奈川県		22,500	24,600	27,000	22,200	18,900	25,900	30,600	23,500	24,400	21,000
19 山梨県		22,600	23,200	25,800	21,000	18,100	25,900	30,600	23,500	25,900	21,100
20 長野県		20,800	20,500	22,600	18,800	16,500	25,900	30,700	23,500	25,900	21,100
北陸		15 新潟県	17,300	17,900	18,800	17,400	15,300	25,700	30,400	22,000	24,900
	16 富山県	19,200	19,100	19,600	17,600	15,300	25,700	30,400	21,900	25,200	18,900
	17 石川県	18,800	18,800	19,400	17,900	15,900	25,900	30,600	22,100	23,500	19,000
中部	21 岐阜県	19,600	20,100	22,000	19,800	17,100	25,900	30,700	22,400	23,700	20,500
	22 静岡県	20,400	21,300	23,800	19,300	16,800	25,800	30,500	22,200	25,900	20,300
	23 愛知県	20,000	20,900	23,200	19,500	17,600	25,800	30,500	22,200	25,400	20,300
	24 三重県	20,700	20,300	22,800	18,400	16,900	25,800	30,500	22,200	23,200	20,300
近畿	18 福井県	18,900	20,500	20,300	17,800	17,400	25,400	30,100	20,600	22,900	18,900
	25 滋賀県	18,800	20,000	20,800	18,100	16,100	25,300	30,000	20,500	24,800	18,800
	26 京都府	19,000	20,500	20,500	18,000	15,900	25,300	30,000	20,500	22,600	18,800
	27 大阪府	19,300	21,200	21,100	19,000	16,100	25,400	30,000	20,500	22,300	18,900
	28 兵庫県	18,200	19,400	20,800	17,800	16,100	25,400	30,000	20,500	21,600	19,700
	29 奈良県	19,300	20,700	21,300	18,000	15,800	25,300	30,000	20,500	22,100	18,800
中国	30 和歌山県	18,900	20,500	20,700	17,500	15,200	25,300	30,000	20,500	21,600	18,800
	31 鳥取県	17,100	17,800	18,700	14,800	12,900	25,600	30,300	20,900	25,000	19,800
	32 島根県	16,700	16,500	17,300	16,100	12,800	25,500	30,200	20,900	25,700	19,400
	33 岡山県	17,400	17,700	18,800	17,300	14,900	25,600	30,300	20,900	23,100	20,000
	34 広島県	17,300	16,800	17,400	17,700	14,900	25,700	30,300	21,000	25,100	19,200
四国	35 山口県	16,900	16,100	17,600	16,100	14,200	25,600	30,300	20,900	24,600	19,300
	36 徳島県	17,300	16,900	19,700	15,700	14,900	25,900	30,600	19,300	24,200	19,700
	37 香川県	17,300	16,900	19,800	16,900	15,600	25,800	30,500	19,300	23,600	19,600
	38 愛媛県	17,300	16,900	19,800	17,100	15,200	25,800	30,500	19,300	23,600	19,600
	39 高知県	17,300	17,000	19,800	17,500	15,500	25,800	30,500	19,300	23,400	19,600
九州	40 福岡県	15,600	18,000	18,700	17,100	14,800	25,600	30,300	23,200	22,500	18,800
	41 佐賀県	15,800	18,200	18,300	18,800	15,200	25,600	30,300	23,200	22,800	18,400
	42 長崎県	15,200	17,300	18,000	15,300	13,900	25,600	30,300	23,200	23,300	18,400
	43 熊本県	15,400	18,000	18,300	16,300	14,700	25,600	30,300	23,200	23,300	18,400
	44 大分県	15,700	17,200	18,100	18,100	16,500	25,600	30,300	23,200	22,900	18,400
	45 宮崎県	15,600	17,500	17,700	18,100	15,400	25,600	30,300	23,200	23,800	18,400
	46 鹿児島県	15,600	17,900	18,200	20,200	17,700	25,600	30,200	23,200	23,700	18,400
沖縄	47 沖縄県	16,900	18,000	18,000	20,200	17,800	25,300	29,900	21,200	21,600	17,400

(注) 岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、労務費の上昇に伴う入札不調の多発が認められるため、需給状況を踏まえた設計労務単価（労務単価B）を採用している。

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価③

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。（例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。）
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

(単位：円)

地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル世話役	橋りょう特殊工	橋りょう塗装工	橋りょう世話役	土木一般世話役	高級船員	普通船員	潜水土	潜水連絡員	潜水送気員
北海道	01 北海道	26,900	22,600	22,800	27,700	18,500	23,000	18,200	30,000	19,600	18,700
東北	02 青森県	27,500	22,500	24,100	27,200	22,000	23,900	18,700	35,100	21,600	22,000
	03 岩手県	(29,000)	(23,700)	(25,400)	(29,800)	22,000	23,900	18,700	(38,300)	(23,700)	(24,400)
	04 宮城県	(28,900)	(23,600)	(25,300)	(32,600)	22,300	23,900	18,700	(42,000)	(25,900)	(26,400)
	05 秋田県	27,500	22,600	24,200	27,800	22,900	23,900	18,700	35,800	22,000	22,400
	06 山形県	27,500	22,600	24,100	27,400	21,200	23,900	19,500	36,200	22,300	22,700
	07 福島県	27,500	22,500	24,100	27,600	20,000	23,900	19,500	36,400	22,500	23,000
	関東	08 茨城県	27,800	25,900	27,000	29,000	21,400	27,200	21,300	33,100	21,200
09 栃木県		27,900	26,000	27,100	29,100	21,300	27,200	21,300	33,100	21,600	23,300
10 群馬県		27,900	26,000	27,100	29,200	21,400	27,200	21,300	34,600	21,200	22,800
11 埼玉県		27,800	26,900	26,900	29,500	21,900	27,200	21,300	34,600	24,600	24,600
12 千葉県		27,800	26,300	26,900	29,500	22,400	27,200	21,300	34,600	24,600	24,600
13 東京都		27,800	26,100	26,900	29,900	23,000	27,200	21,300	35,700	24,600	24,400
14 神奈川県		27,800	25,900	26,900	29,200	23,400	27,200	21,300	35,100	23,800	23,500
19 山梨県		27,800	25,900	27,000	28,600	22,200	27,100	21,200	35,300	23,400	23,500
20 長野県		27,800	25,900	27,000	27,900	21,500	27,200	21,300	33,400	22,000	23,100
北陸		15 新潟県	26,500	22,100	26,600	25,100	18,800	22,600	19,500	31,700	19,200
	16 富山県	26,400	22,000	26,500	25,600	19,800	22,600	19,500	32,300	19,300	21,300
	17 石川県	26,600	22,200	26,700	26,100	21,400	22,600	19,600	31,200	19,900	20,000
中部	21 岐阜県	26,700	23,900	26,000	26,800	21,700	24,800	19,900	30,300	19,800	19,400
	22 静岡県	26,500	24,600	25,900	27,100	21,900	24,800	19,900	34,600	21,500	22,200
	23 愛知県	26,500	23,800	25,900	26,500	21,600	24,800	19,900	32,500	21,000	19,700
	24 三重県	26,500	23,800	25,900	27,400	20,900	24,800	19,900	32,500	20,400	19,600
近畿	18 福井県	25,300	24,300	25,400	28,200	20,200	23,500	19,100	28,100	20,300	20,200
	25 滋賀県	25,200	24,200	25,300	28,000	20,400	23,500	19,100	28,600	20,500	20,200
	26 京都府	25,200	24,200	25,300	28,000	20,500	23,500	19,100	28,200	20,500	20,000
	27 大阪府	25,300	24,500	25,500	28,600	21,500	23,500	19,100	29,000	21,000	20,400
	28 兵庫県	25,300	24,500	25,400	28,200	20,300	23,500	19,100	29,800	21,700	20,800
	29 奈良県	25,200	24,200	25,800	27,900	20,700	23,500	19,100	28,300	20,700	20,300
中国	30 和歌山県	25,200	24,200	25,300	27,900	20,300	23,500	19,100	28,200	20,500	19,900
	31 鳥取県	25,800	21,900	23,100	25,100	18,600	23,400	18,600	30,900	24,200	22,400
	32 島根県	25,700	21,900	22,500	24,900	18,000	23,400	17,800	31,000	25,600	22,600
	33 岡山県	25,800	22,000	23,100	25,000	19,300	23,500	18,600	30,800	24,300	22,500
	34 広島県	25,900	22,000	22,400	25,100	18,700	23,500	17,800	31,300	25,800	22,800
四国	35 山口県	25,800	22,000	22,400	24,900	19,200	23,400	17,800	31,200	25,700	22,800
	36 徳島県	25,300	22,000	22,800	24,200	18,800	27,600	19,600	33,600	—	17,200
	37 香川県	25,300	21,900	22,800	24,500	18,500	27,600	19,600	34,000	—	17,500
	38 愛媛県	25,300	21,900	22,800	23,800	19,600	27,600	19,600	34,000	—	17,300
九州	39 高知県	25,300	21,900	22,800	24,100	18,600	27,600	19,600	33,700	—	17,300
	40 福岡県	25,600	20,800	23,600	25,600	19,900	23,900	18,900	29,600	18,600	18,700
	41 佐賀県	25,600	20,800	22,900	25,800	18,900	23,800	18,900	29,600	18,600	18,700
	42 長崎県	25,600	20,800	22,600	25,700	18,600	23,800	18,100	29,300	18,400	18,500
	43 熊本県	25,600	20,800	22,800	24,700	19,200	23,800	18,300	29,500	18,500	18,600
	44 大分県	25,600	20,800	22,500	25,100	19,600	23,800	18,600	29,600	18,500	18,600
	45 宮崎県	25,600	20,800	22,500	25,600	19,800	23,800	18,100	29,600	18,500	18,600
沖縄	46 鹿児島県	25,600	20,800	22,400	25,800	21,400	23,700	18,100	29,600	18,500	18,600
	47 沖縄県	24,500	24,500	19,700	29,300	21,200	21,000	17,900	34,900	21,300	23,200

(注) 岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、労務費の上昇に伴う入札不調の多発が認められるため、需給状況を踏まえた設計労務単価（労務単価B）を採用している。

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価④

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。（例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。）
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

(単位：円)

地方連絡協議会名	都道府県名	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
北海道	01 北海道	—	21,500	16,800	18,000	18,000	17,000	18,200	18,800	18,100	19,100
東北	02 青森県	—	23,600	21,900	19,200	19,400	16,700	17,200	17,000	17,900	17,500
	03 岩手県	—	(25,800)	(23,200)	(20,800)	(21,700)	17,900	(18,800)	(18,000)	(19,000)	(16,800)
	04 宮城県	—	(28,500)	(26,300)	(22,900)	(23,700)	18,700	(20,500)	(19,800)	(20,600)	(16,800)
	05 秋田県	—	23,600	19,300	21,000	19,400	16,000	17,500	17,300	17,600	17,700
	06 山形県	—	22,100	19,700	18,400	19,200	18,000	17,500	19,300	18,400	18,000
	07 福島県	—	28,200	18,500	20,600	19,400	18,400	17,600	19,200	18,900	19,800
	関東	08 茨城県	25,200	39,500	21,700	22,600	23,200	19,700	20,800	23,400	23,400
09 栃木県		25,300	39,900	21,300	22,600	23,300	19,700	21,900	23,900	23,600	23,500
10 群馬県		25,100	37,300	21,300	22,100	20,500	18,300	20,700	22,300	21,700	23,500
11 埼玉県		24,900	40,300	22,500	23,300	23,300	19,700	21,600	25,100	24,100	23,500
12 千葉県		25,000	41,300	21,900	24,800	23,800	20,200	22,400	25,200	24,200	23,500
13 東京都		25,500	39,400	22,800	24,700	24,100	20,400	22,900	26,000	24,200	23,500
14 神奈川県		25,300	38,200	22,700	23,400	23,400	19,900	23,000	23,800	23,700	23,500
19 山梨県		25,200	37,700	22,600	23,500	23,000	19,900	22,400	23,500	23,400	23,200
20 長野県		24,300	32,900	19,400	21,500	19,500	18,000	20,300	21,700	21,600	23,300
北陸		15 新潟県	21,900	23,000	17,500	17,800	17,500	17,600	16,400	17,800	17,700
	16 富山県	21,900	26,600	19,400	18,200	18,100	17,500	17,500	17,800	18,400	23,100
	17 石川県	22,600	27,100	19,000	18,300	17,800	17,200	17,900	18,500	18,600	23,400
中部	21 岐阜県	24,800	31,100	21,200	21,400	19,200	18,700	20,000	19,600	19,500	21,700
	22 静岡県	25,100	33,400	20,000	23,900	20,400	18,800	20,800	21,600	19,700	21,700
	23 愛知県	26,400	31,600	21,500	—	19,800	19,300	20,500	21,200	19,800	21,200
	24 三重県	23,100	32,700	20,000	21,900	19,300	19,600	19,900	21,000	21,100	21,600
近畿	18 福井県	20,900	30,700	18,900	18,000	17,900	18,100	19,300	19,700	19,400	—
	25 滋賀県	21,000	31,000	18,700	19,200	18,700	18,300	19,700	20,400	19,400	—
	26 京都府	21,500	31,500	20,200	19,300	19,700	18,800	20,100	20,400	19,400	—
	27 大阪府	21,500	32,100	21,400	19,200	19,900	19,700	20,300	20,500	19,700	—
	28 兵庫県	21,500	30,600	20,000	18,800	19,000	17,900	19,900	19,700	18,800	—
	29 奈良県	21,500	31,700	21,200	19,300	20,300	19,700	20,000	20,400	19,500	—
	30 和歌山県	21,300	31,900	21,400	19,200	19,900	18,500	20,000	20,200	19,400	—
中国	31 鳥取県	—	27,500	17,600	17,900	17,100	16,400	18,700	19,200	18,300	16,600
	32 島根県	—	23,000	17,000	18,100	16,600	16,700	17,200	18,300	17,900	16,900
	33 岡山県	—	26,200	18,200	17,900	17,400	17,100	18,700	19,500	18,200	16,700
	34 広島県	—	23,100	17,800	18,100	17,100	17,000	17,300	18,800	17,800	17,000
	35 山口県	—	23,100	17,000	18,100	16,900	17,100	17,300	18,500	17,800	17,000
四国	36 徳島県	19,600	27,200	17,700	18,400	18,300	16,200	17,300	18,100	18,300	—
	37 香川県	19,300	27,200	17,600	18,500	18,300	16,800	17,400	18,200	18,300	—
	38 愛媛県	19,200	27,200	17,600	18,400	18,300	16,700	17,500	18,000	18,300	—
	39 高知県	19,100	27,100	17,200	18,400	18,100	16,600	17,300	17,900	18,300	—
九州	40 福岡県	—	21,500	17,300	18,300	17,500	16,300	16,400	17,200	15,800	20,300
	41 佐賀県	—	21,400	18,600	18,300	17,600	15,700	15,800	17,300	15,800	20,300
	42 長崎県	—	22,000	17,000	18,200	17,400	15,500	15,600	17,000	15,800	20,300
	43 熊本県	—	22,000	17,100	18,300	17,100	15,600	15,700	17,100	15,800	20,300
	44 大分県	—	21,800	16,600	18,100	17,300	15,400	15,700	17,200	15,800	20,300
	45 宮崎県	—	21,600	17,500	18,100	17,200	15,300	15,700	17,000	15,800	20,300
	46 鹿児島県	—	21,700	19,200	18,400	17,500	15,300	15,800	17,000	15,800	20,300
沖縄	47 沖縄県	—	—	19,500	—	18,800	14,800	18,100	22,200	17,900	—

(注) 岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、労務費の上昇に伴う入札不調の多発が認められるため、需給状況を踏まえた設計労務単価（労務単価B）を採用している。

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価⑤

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。（例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。）
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

(単位：円)

地方連絡協議会名	都道府県名	サッシ工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	建築ブロック工	設備機械工	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
北海道	01 北海道	18,100	16,900	15,900	16,600	16,900	18,600	—	18,800	9,900	8,900
東北	02 青森県	19,000	17,000	17,000	—	15,500	17,600	16,400	17,000	9,300	8,600
	03 岩手県	(20,600)	(18,600)	(18,000)	—	16,400	17,600	(17,900)	17,700	(10,500)	(9,600)
	04 宮城県	(22,500)	(20,400)	(17,900)	—	16,600	17,600	(19,500)	18,500	(11,600)	(10,300)
	05 秋田県	19,200	17,500	17,100	—	15,600	17,600	16,600	16,900	9,300	8,500
	06 山形県	19,400	18,600	17,000	15,600	17,300	17,600	16,800	17,000	10,500	9,500
	07 福島県	20,000	19,200	17,000	15,100	17,000	17,500	16,200	18,100	(11,300)	(10,200)
	関東	08 茨城県	22,400	24,100	21,500	23,100	20,200	20,000	21,000	21,000	11,900
09 栃木県		22,300	24,300	21,600	23,100	20,000	20,100	21,100	20,300	11,500	10,100
10 群馬県		21,700	23,800	21,600	19,100	18,900	20,100	21,000	19,400	11,000	9,800
11 埼玉県		22,200	24,300	21,500	23,100	20,100	20,000	21,300	20,700	11,800	10,700
12 千葉県		22,300	23,000	21,500	23,100	20,200	20,000	21,300	21,000	12,200	10,700
13 東京都		22,400	23,000	21,500	23,100	20,500	20,000	21,300	21,000	12,400	10,900
14 神奈川県		22,000	24,400	21,500	21,500	19,800	20,000	21,300	21,200	12,600	10,800
19 山梨県		22,000	24,400	21,500	21,500	19,700	20,000	21,300	21,300	11,400	10,000
20 長野県		21,100	23,100	21,500	18,800	18,400	20,000	22,200	20,400	10,300	9,100
北陸		15 新潟県	19,500	18,500	17,600	14,500	17,300	18,300	15,000	17,900	10,500
	16 富山県	18,900	18,400	17,500	14,800	17,800	18,300	15,000	17,900	10,400	9,700
	17 石川県	19,100	17,900	17,700	14,500	17,900	18,400	15,000	18,400	10,900	9,600
中部	21 岐阜県	20,400	20,000	19,600	17,800	17,900	20,500	23,700	20,500	10,900	9,900
	22 静岡県	19,900	24,000	19,500	19,200	19,000	20,300	23,700	22,200	11,300	9,800
	23 愛知県	20,200	21,000	19,500	19,100	18,200	20,300	23,700	21,600	11,600	10,100
	24 三重県	20,200	22,200	19,500	19,900	17,800	20,300	22,400	21,800	11,000	9,500
近畿	18 福井県	18,700	19,900	19,200	16,700	18,000	20,600	—	21,500	11,100	9,900
	25 滋賀県	19,300	20,500	19,200	19,500	17,400	20,500	—	21,100	10,500	8,700
	26 京都府	19,600	20,600	19,200	19,700	17,600	20,500	—	21,700	10,400	8,800
	27 大阪府	19,000	20,600	19,200	19,100	17,800	20,500	—	21,200	10,500	9,100
	28 兵庫県	18,100	20,600	19,200	17,700	17,700	20,500	—	21,400	10,500	9,000
	29 奈良県	19,600	20,700	19,200	19,800	17,600	20,500	—	21,200	10,500	9,000
30 和歌山県	19,500	20,600	19,200	19,300	17,700	20,500	—	21,400	10,300	8,800	
中国	31 鳥取県	17,200	18,500	17,300	15,900	16,700	17,800	—	19,300	10,400	8,600
	32 島根県	17,500	18,000	17,200	15,600	17,100	17,800	—	18,300	10,400	9,200
	33 岡山県	17,200	18,800	17,300	15,800	16,700	17,800	—	19,300	10,800	9,300
	34 広島県	17,600	18,100	17,300	15,400	16,800	17,800	—	18,000	10,900	9,500
	35 山口県	17,600	18,100	17,300	15,400	16,900	17,800	—	18,200	10,600	9,100
四国	36 徳島県	18,100	19,200	16,800	—	15,300	18,600	—	17,400	10,100	9,100
	37 香川県	18,400	19,400	16,800	—	15,500	18,600	—	17,400	10,200	9,100
	38 愛媛県	18,200	19,400	16,800	—	15,400	18,600	—	17,400	9,800	8,600
	39 高知県	18,100	19,300	16,800	—	15,300	18,600	—	17,500	9,200	8,200
九州	40 福岡県	21,800	17,400	17,400	15,300	14,800	17,100	—	17,600	9,700	8,800
	41 佐賀県	21,800	17,400	17,400	14,700	14,400	17,100	—	17,400	9,300	8,200
	42 長崎県	21,500	17,200	17,400	14,600	14,300	17,100	—	17,200	9,700	8,400
	43 熊本県	21,600	17,300	17,400	14,700	14,200	17,100	—	17,300	9,400	8,200
	44 大分県	21,300	17,400	17,400	14,400	14,100	17,100	—	17,100	9,500	8,000
	45 宮崎県	21,200	17,300	17,400	14,400	14,100	17,100	—	17,100	9,600	7,400
46 鹿児島県	21,200	17,100	17,400	14,400	14,100	17,000	—	17,000	10,200	9,100	
沖縄	47 沖縄県	16,600	17,700	16,600	—	13,900	16,600	—	15,700	8,500	7,900

(注) 岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、労務費の上昇に伴う入札不調の多発が認められるため、需給状況を踏まえた設計労務単価（労務単価B）を採用している。

調査対象職種の定義・作業内容	
職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
01 特殊作業員	<p>① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業</p> <p>イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</p> <p>ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</p> <p>ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め</p> <p>ニ. 可搬式ミキサ、パイプレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設</p> <p>ホ. ピックプレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし</p> <p>ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草</p> <p>ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作</p> <p>チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作</p> <p>b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ</p> <p>c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ピン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬</p> <p>d. コンクリートポンプ車の筒先作業</p> <p>② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
02 普通作業員	<p>① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等</p> <p>b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等</p> <p>c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置）</p> <p>d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く）</p> <p>e. 人力による除草</p> <p>f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去</p> <p>② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
03 軽作業員	<p>① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <p>a. 軽易な清掃または後片付け</p> <p>b. 公園等における草むしり</p> <p>c. 軽易な散水</p> <p>d. 現場内の軽易な小運搬</p> <p>e. 準備測量、出来高管理等の手伝い</p> <p>f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去</p> <p>g. 品質管理のための試験等の手伝い</p> <p>② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>
04 造園工	<p>造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>① 樹木の植栽または維持管理</p> <p>② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業</p> <p>a. 芝等の地被類の植付け</p> <p>b. 景石の据付け</p> <p>c. 地ごしらえ</p> <p>d. 園路または広場の築造</p> <p>e. 池または流れの築造</p> <p>f. 公園設備の設置</p>
05 法面工	<p>法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転</p> <p>b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、プレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業</p> <p>c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ</p>
06 とび工	<p>高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く）</p> <p>b. 木橋の架設等</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
06 とび工	c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く） d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付け、解体等 e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く） f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）
07 石 工	石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 石材の加工 b. 石積みまたは石張り c. 構造物表面のはつり仕上げ
08 ブロック工	ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く）
09 電 工	電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去 「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。 ① 第1種電気工事士 ② 第2種電気工事士 ③ 認定電気工事従事者 ④ 特殊電気工事資格者
10 鉄 筋 工	鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの
11 鉄 骨 工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H. T. ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12 塗 装 工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13 溶 接 工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運転手(特殊)	重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレップドーザ・スクレパー・モータスクレパー等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積み込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしめまたは締め d. コンクリートフィニッシャー、アスファルトフィニッシャー等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き f. 路面清掃車（3輪式）、除雪車等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
15 運転手(一般)	道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積み込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（4輪式）の運転または操作
16 潜 かん 工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
17 潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの
18 さく岩工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. ダイナマイトおよびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインパートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20 トンネル作業員	坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの a. PC橋の製作のうち、グラウト、シーすおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高級船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） 〔以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水土、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様）〕 ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面
27 普通船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの
28 潜水土	潜水土免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの （潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む） 「潜水土免許」とは、労働安全衛生法第61条に規定する免許のことをいう
29 潜水連絡員	潜水土との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの a. 潜水土と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水土に連絡する業務
30 潜水送気員	潜水土への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの
31 山林砂防工	山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 b. 人力による資材の積み込み、運搬、片付け等 c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 d. その他各作業について必要とされる関連業務
32 軌道工	軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
32 軌 道 工	b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業
33 型 わ く 工	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 木製型わく（メタルフォームを含む）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く） b. 木坑、木橋等の仕揃え等
34 大 工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35 左 官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36 配 管 工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配管ならびに管の撤去 b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c. 電触防護
37 は つ り 工	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く） b. 建築物の床または壁の穴あけ
38 防 水 工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板 金 工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く）
40 タ イ ル 工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サ ッ シ 工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
43 内 装 工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガ ラ ス 工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建 具 工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダ ク ト 工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く）
47 保 温 工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
48 建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く）
49 設備機械工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導警備員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導警備員B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

(参考)

参 考 職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
42 屋 根 ふ き 工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く）

参考公表職種

今回の調査（平成25年10月調査）において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価としての設定に至らなかった職種と当該職種の参考値（全国単純平均値）は次の表のとおりである。

職 種	参 考 値 (円)
屋 根 ふ き 工	14,637